

中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例

(令和2年6月30日条例第27号)

(目的等)

第1条 この条例は、中央区（以下「区」という。）における受動喫煙の防止に関し、区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙による区民等の健康への悪影響を未然に防止するための措置（以下「受動喫煙防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進することにより、区民等が快適に暮らし、又は過ごすことができる環境を確保することを目的とする。

2 喫煙に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、健康増進法（平成14年法律第103号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- 一 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内に存する事務所若しくは事業所又は学校に勤務し、又は通学する者、区内に滞在する者及び区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- 三 公共の場所 区内に存する区及び関係行政機関が管理する道路、公園及び広場であつて、指定喫煙場所以外のもをいう。
- 四 関係行政機関 区内を管轄する国、東京都その他の行政機関をいう。
- 五 指定喫煙場所 区民等が喫煙をし、又はたばこの吸い殻を捨てる場所として区長設置し、又は指定する場所をいう。
- 六 建築等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替及び同法第87条第1項に規定する建築物の用途の変更をいう。

(区の責務)

第3条 区長は、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、分煙環境の整備その他必要な受動喫煙防止対策を実施するものとする。

2 区長は、区民等、事業者及び関係行政機関と連携し、受動喫煙防止対策を効果的に推進するものとする。

3 区長は、受動喫煙を防止するため、第6条及び第7条に規定する公共の場所及びその周辺での喫煙に関するルール（以下「喫煙ルール」という。）が区民等及び事業者において遵守されるよう意識の啓発及び普及の促進をするものとする。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、区の受動喫煙防止対策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、区の受動喫煙防止対策に協力するものとする。

2 事業者は、従業員その他事業活動に関わる者に対し、受動喫煙による健康への悪影響の防止に関する意識の啓発を行い、及び次条に規定する区民等が守るべき喫煙ルールを遵守させるよう努めなければならない。

3 区内で建築等をする事業者は、建築物の用途に応じ、敷地内において区民等が喫煙をすることができる場所の設置に努めなければならない。

（区民等が守るべき喫煙ルール）

第6条 区民等は、公共の場所において、喫煙をしてはならない。

2 区民等は、公共の場所以外の場所において喫煙をするときは、公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生ずることがないように配慮しなければならない。

3 区民等は、公共の場所以外の場所において、20歳未満の区民等又は妊婦その他の受動喫煙による健康への影響について特に配慮が必要な区民等（以下「要配慮者」という。）がいるときは、その周辺において喫煙をしないよう努めなければならない。

（事業者が守るべき喫煙ルール）

第7条 事業者は、事業者の管理する敷地（指定喫煙場所を除く。）内での区民等の喫煙により、公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生ずることがないように当該敷地内における喫煙をすることができる場所（以下「敷地内喫煙場所」という。）の設置、移設、廃止その他の環境の整備を行わなければならない。

2 事業者は、敷地内喫煙場所が通学路その他の多数の児童、生徒等が通行すると区長が認める通路に隣接するときは、当該児童、生徒等が通行する時間帯は当該敷地内喫煙場所の供用を中止するよう努めなければならない。

3 事業者は、敷地内喫煙場所で区民等が喫煙をし、又は喫煙をしようとする場合において、公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生ずるおそれがあるとき、又はその周辺に20歳未満の区民等若しくは要配慮者がいるときは、当該喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

（指定喫煙場所の設置等）

第8条 区長は、指定喫煙場所の設置又は移設をするときは、公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生ずることがないように必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、事業者が設置した敷地内喫煙場所が、前項の措置と同様の措置が講じられていると認めるときは、当該敷地内喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。

3 区長は、指定喫煙場所の設置、移設若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しをするときは、公表するものとする。

（指導及び勧告）

第9条 区長は、第6条の規定に違反する区民等及び第7条の規定に違反する事業者に対し、その行為の是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

（勧告に従わない事実の公表）

第10条 区長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる事業者はその理由を通知し、その事業者が意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の規定は、同年9月1日から施行する。